

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年6月号 | No. 6/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT規則改正及びその他のPCT文書及び様式の必然的な修正

2015年10月5日から14日及び2016年10月3日から11日までジュネーブで開催された会合にて、PCT同盟総会は2017年7月1日に発効するPCT規則改正を採択しました。主な変更は以下のとおりです：

1. PCT規則86及び95の改正—指定（又は選択）官庁は、以下の国内段階移行及びその他の関連するデータを、好ましくはその事象の発生から2ヶ月以内に、IBへ送付することが求められます：
  - 国内段階移行日
  - 国内出願番号
  - 国内公開番号及び公開日
  - 特許付与日、並びに付与された特許番号及びその国内公開日

指定官庁による当該情報の提供は、PCT出願の国内段階での状況をPATENTSCOPEの“国内段階”タブから閲覧することを可能にします。当該情報は特許情報のサービス提供者へもバルク形式で利用可能になります。当該改正はPCT第22条及び第39条に規定される行為が2017年7月1日以降に行われる出願に関し、当該日から効力を有します。

2. 新しいPCT規則23の2及びPCT規則12の2及び41の改正—受理官庁（RO）は、原則として、出願人の承諾無しで、国際調査機関（ISA）へ先の出願の調査又は分類結果の詳細を送付することが求められます。しかしながら、当該情報の送付に関して適用する国内法令との不適合を国際事務局（IB）へ（2016年4月14日以前に）通知しているROは、その送付は要求されません<sup>1</sup>。また、ROが原則として上述の手続を適用する場合においても、ROがIBへ適切に（2016年4月14日以前に）通知していれば、出願人はPCT出願時に、先の調査結果がISAへ送付されないよう請求することが可能です。当該改正は2017年7月1日以降に提出される全ての国際出願に適用されます。
3. PCT規則45の2.1の改正—補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月を優先日から22ヶ月へ延長します。補充調査請求書の提出期限である19ヶ月が、2017年7月1日にまだ満了していない国際出願に関して適用されます。

以下のPCT文書及び様式に必然的な修正がされ、2017年7月1日に発効します：

- PCT実施細則

<sup>1</sup> 次の国の官庁（受理官庁として）が上述の不適合及びその適用範囲をIBへ通知しています：RO/AU、RO/CH、RO/CZ、RO/DE、RO/FI、RO/HU、RO/IL、RO/JP、RO/NO、RO/SE、RO/SG及びRO/US。

- RO、IB、ISA、補充調査機関及び国際予備審査機関に関する特定の様式（特に、様式 PCT/RO/101（願書様式）、PCT/RO/102、PCT/RO/118、PCT/ISA/238、PCT/IB/372、PCT/IB/311、PCT/IB/375、PCT/IB/379、及びPCT/ISA/220、PCT/ISA/233）
- PCT受理官庁ガイドライン（ROGLs）及び
- PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（ISPEGLs）

修正に関するさらなる詳細は、以下のリンク先からPCT回章C.PCT1498及びC.PCT1511をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

2017年7月1日に発効する修正されたPCT規則、実施細則、ROGLs及びISPEGLsの全文は、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

修正された様式は、以下のリンク先の“Forms in force from 1 July 2017”からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/>

## **国際出願の電子出願及び手続**

### スイス連邦知的所有権機関による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

スイス連邦知的所有権機関は、受理官庁の資格において、2017年6月19日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が公示（PCT公報）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

スイス連邦知的所有権機関の受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は47になりました<sup>2</sup>。

（PCT出願人の手引、附属書C（CH）が更新されました。）

## **7月と8月の合併号**

今回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり8月に発行予定です。今月号と7-8月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスを利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用いただけます。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内いたします。

<sup>2</sup> ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, (2017年6月19日から：RO/CH)、RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

[https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct\\_newsletter](https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter)

7-8月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーやPCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

### **WIPO のコーポレートコミュニケーションに関する調査**

WIPO の内部監査部門 (IOD) は WIPO のコーポレートコミュニケーションに関する調査への参加をご案内しております。本調査の目的は WIPO のコーポレートコミュニケーションサービスや成果物に関する意見をまとめて、さらなる改善が必要な分野を特定することです。以下のリンク先から調査に参加いただけます。

<https://www.surveymonkey.com/r/8KWLJ5>

提供された情報は厳密に機密扱いいたします。本調査は 2017 年 5 月 31 日 (水) から 6 月 18 日 (日) まで実施されます。

### **WIPO本部での上級者向けPCTセミナー (若干席に余裕あり)**

先月号でお知らせしましたように、国際段階及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、ePCT での出願や PCT 出願の管理、また PATENTSCOPE に関する情報についての上級者向け PCT セミナーが 2017 年 9 月 25、26 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル (事務所員) 及び PCT 制度に既に精通しているユーザを対象としており、講演者は WIPO の PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=44004](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=44004)

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は50人限定です。また、登録の締切りは2017年9月15日です。セミナーに関する詳細をお知りになりたい場合は、[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)へ電子メールでお問い合わせください。

### **PCT 最新情報**

AZ : アゼルバイジャン (官庁の名称、電話番号、Eメールアドレス)

CH : スイス (電子出願、手数料)

CR : コスタリカ (電話番号)

EC : エクアドル (手数料)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

FI : フィンランド (手数料)

JO : ヨルダン (一般情報、国内段階移行の要件の概要、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

LT : リトアニア (管轄国際調査及び予備審査機関)

MD : モルドバ (手数料)

**予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (スペイン特許商標庁)**

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT実施細則

2017年7月1日に発効する、PCT実施細則の附属書Fの補遺が修正されました。この変更はPCT願書様式（PCT/RO/101）、申立て、国際調査報告（“調査報告”）及び見解書に関するものです。

2017年7月1日から施行される、上述の修正を含む補遺の全文は、PDF形式で英語及び仏語にてそれぞれ以下のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai\\_dtd.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai\\_dtd.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd.pdf)

### 偽の手数料の支払い請求

#### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人がWIPO 国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“ITMORG - International Trademark Monitoring Organization” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザがWIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

PCT出願人及び代理人は、優先日から18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT 第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT 第29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

### 実務アドバイス

**複数の出願についての PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人の変更の記録：PCT 出願の一覧と関連する委任状を提出することと、包括委任状を提出することとの違い**

**Q:** 当方は特許代理人であり、企業出願人により他の代理人から一連の PCT 出願を引き継ぐよう依頼されました。幾つかの出願は、当面の間は現在の代理人の下に残りますが、特定の他の既存の出願及び全ての今後の新規出願は当方が代理人となる予定です。出願人は通常、ある特定の受理官庁へ出願しています。代理人の変更及び委任状の提出に関する作業を進める上で最善の方法を教えてくださいませんか？

A: 貴殿は PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を記録するよう国際事務局 (IB) に要請すべきです。そうすることで貴殿が引き継ぐそれぞれの既存の出願の新しい代理人として記録されます。そのような変更の要請には、出願人により署名された委任状が添付されるべきです。

関連する各出願に関し個別の変更要請を提出し、対応する委任状を提供することのより便利な代替手段として、出願のうちの一つのみに単独の要請を提出することができます。その際、同様の変更を行う他の出願番号の一覧を添付してください。今後の出願に関して同じ受理官庁に対し引き続き同じ出願人を代理するということを念頭に置いた場合、関連するそれぞれの特定の出願について委任状を提出するよりも、むしろ企業出願人の署名権者により署名された包括委任状の提出を考慮してもよいでしょう。

PCT 国際段階において、“包括委任状”は、“出願人がすることができるいかなる国際出願についても、出願人を代理する代理人を選任する別個の委任状”として PCT 規則 90.5 に規定されています。PCT における特別な点は、委任状の提出要件の放棄が適用されず出願人の署名が要求される場合において、包括委任状の原本を受理官庁に寄託する必要がある、当該委任状の写しが国際段階における関連する通信に添付されることです。

IB は通常、PCT 規則 90.4(d)及び 90.5(b)に基づき、別個の委任状又は包括委任状の写しを提出する要件を放棄していますが、PCT 実施細則の第 433(b)号に従い、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しが提出されるべき特別の事例を規定しています (PCT 規則 90 の 2.1 から 90 の 2.4 に規定する取下げの通知が提出される場合以外)。つまり、“出願時の願書に記載されていなかった代理人又は共通の代表者を選任する際、又はそれらの者により提出されるいずれの書類にも”、委任状を提出すべきであると IB は規定しています。

IB のように、多くの官庁は、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関及び/又は国際予備審査機関としての資格において、委任状の提出要件の放棄及び例外に関する通知をしていることにご留意ください。関連する表は、以下の PCT ホームページでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

包括委任状の提出を選択する場合、対象となる出願が提出された（そしておそらく今後、貴殿が出願を提出するであろう）受理官庁へ原本を寄託すべきです。例えば、IB へ代理人の変更の記録要請又は取下げの通知を提出する場合のように委任状が要求される度に写しを作成する必要があるため、判読可能な写しを保有すべきことにご注意ください。そうすることで上述のケースの度に出願人の署名を取得する必要はなくなります。

包括委任状を含む、委任状を作成する際の定型書式は、以下の PCT ウェブサイトをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/pa/index.htm>

単に一つ又は複数の特定の出願に関する委任状を作成するのではなく、今後の出願を考慮し上述したように受理官庁へ寄託することを選択する場合、“包括委任状”のみに関連する定型書式を確実に使用してください。

規則 92 の 2 に基づく変更、又はいずれの種類の要請であっても、IB へ要請を提出する際の最善の方法は、ePCT システムを利用することです。貴殿が引き継ぐ出願については、対象となる国際出願の一つに関し、代理人の変更を記録するよう IB へ要請する書簡の PDF 版をアップロードすることをお勧めします。そして同様の変更に関連する他の国際出願番号の一覧も、包括委任状（包括委任状がすでに受理官庁へ提出されている場合は包括委任状の写し、又はそうでない場合には、対象となる各出願についての委任状）とともに含めて下さい。アップロードする書類の種類を選択する場合、“（複数の国際出願に係る）規則 92 の 2 に基づく変更の記

録要請”を確実に選択してください。そうすることで、関連する各出願の電子コピーを複製するIBでの手続がより促進されるでしょう。

上述の手続の一部として、IBはePCTのアクセス権の修正が必要であるかどうか確認します。ただしIBは、それまでにそのようなアクセス権を有していなかった新規の者に対して、ePCTでの新たなアクセス権を設定する権限はありません。IBは既存のアクセス権の停止及び/又は再開のみ可能です。貴殿が新しい代理人として選任されることにより、前の代理人の選任が無効になるため、前の代理人がePCTにおいて有しているいかなるアクセス権も、代理人変更記録の手続の一部としてIBにより停止されます。ePCTにおいてアクセス権を有していた前の代理人が、予定されている代理人の変更を考慮し、すでに貴殿にアクセス権を付与したのであれば、代理人として引き継ぐ各出願へのアクセス権に関しePCTを介して新たにオンラインで要請することを強くお勧めいたします。ePCTを利用して今後の出願をする場合、オンラインでのアクセス権は自動的に貴殿に付与されるため、IBへ別個の要請をする必要はありません。ePCTサポートページはアクセス権に関する詳細を提供しています。以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

下記の追加情報は規則92の2に基づく要請一般について適用されるものです。

- 変更の要請に含まれる出願の一覧には、30ヶ月の期限が満了していない出願のみを含むべきです。変更の要請は優先日から30ヶ月以内にIBへ到達すべきことにご留意ください。そのため、変更の要請は受理官庁を通さずに直接IBへ提出されることをお勧めいたします。当該期限を超えると、いずれの変更も国内段階における各指定(又は選択)官庁に対し個別になされる必要があります。特定の指定/選択官庁においては国内段階へ移行するためのより長い期限を適用する場合がありますが、当該変更の要請に適用される期限は全ての場合において30ヶ月です。
- 出願人が国際公開において特定の変更が反映されることを望む場合には、通常、公開日の15日前にあたる国際公開の技術的な準備の完了前に、関連する書類がIBへ到達する必要があります。公開後であっても、30ヶ月以内にIBへ変更が要請された場合、当該変更はPATENTSCOPEの書誌データタブにて反映されます。またIBは指定又は選択官庁により要請されている場合、変更に関連する全ての当該官庁へ、(PCT規則93の2に従い)様式PCT/IB/306(変更の記録の通知)を用いて通知します。IBは受理官庁へも通知します。また国際調査機関、補充調査を管轄する機関又は国際予備審査機関に対し出願が継続されている限りは、それらの機関へも通知します。
- 国際段階では変更の記録に関する特別な手数料は存在せず、国際出願手数料によりまかなわれます。

変更の記録に関するさらなる詳細は、PCT Newsletterの以下の号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。

- 2016年6月号：ePCTを利用したPCT規則92の2に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか
- 2012年4月号：代理人の変更がある場合のePCTでのアクセス権の変更

### **以下の情報の一覧**

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧